

第5号議案 山口市民テニス大会実施要領の改正について

平成 4年3月20日制定
平成 5年4月17日一部改正
平成 7年3月21日一部改正
平成 9年3月15日一部改正
平成10年3月 7日一部改正
平成12年3月25日一部改正
平成14年3月23日一部改正
平成15年3月15日一部改正
平成18年3月18日一部改正
平成19年2月24日一部改正
平成21年2月21日一部改正
平成22年2月20日一部改正
平成23年2月19日一部改正
平成29年2月 5日一部改正
令和 6年2月 4日一部改正
令和 7年2月 2日一部改正

山口市民テニス大会実施要領

1 趣 旨

この要領は、山口市テニス協会が主催する山口市民テニス大会（以下大会という）を実施する上で必要な事項を定めたものである。

2 目 的

大会は、テニス競技の普及、参加者の競技力向上、ルールおよびマナーの啓発を目的として実施する。

3 大 会

大会は、日本テニス協会トーナメント競技規則を準用して実施する。
また、大会では、ポイント・ペナルティ制度のうちコード・バイオレーションおよび遅刻に対するペナルティを適用する。（詳細はJTAテニスルールブック参照）

4 参加資格

大会に参加できるものは、次のとおりとする。なお、【共通事項】については、別に「参加資格に関する具体的事例」（別紙1）の中で例示する。

【共通事項】

- ① 山口市に居住、勤務または通学しているもの。
- ② 山口市には居住、勤務または通学はしていないが、主たる活動場所が山口市テニス協会の会員であるもの。
- ③ 山口市のテニス振興に功績のあったもので、会長が特に認めるもの。

- ※ i 居住、勤務とは主たる場所のことで、別荘あるいは出張先は該当しない。
ii 主たる活動場所とは、他地区での市民大会等に参加しない。あるいは県レベルの大会に他地区の代表としては当然のこと、他地区の団体等からも出場しないことを条件とする。

【団体戦】

- ① 山口市テニス協会の会員の構成員であること。
- ② 社会人に限る。

5 クラス及び参加基準

- (1) 大会は、クラス別に行う。同一大会において複数のクラスに重複して出場することはできない。
- (2) クラス毎の参加基準は、原則として以下のとおりとし、参加者数等により変更する場合は、大会要項により告知する。

【個人戦の部】

A級 制限なし、誰でも出場可

その他のクラス 原則として当年度及び前年度、同クラスで優勝及び準優勝したものを除く。
ランキングによる参加基準については別に定める。

[ジュニアの参加基準]

ジュニアの参加基準は別紙2に定める。

【団体戦の部】

① チームは、6名以上8名以下で編成する。

② 原則として、各クラス6チームを2ブロックに分け、予選リーグ、順位決定戦方式で実施する。

③ 男子A B C D級、女子A B級について、欠場チームが出た場合は下のクラスから繰り上げはせず、総当たり方式で実施する。なお、欠場チームは1つ下のクラスへ降格する。

④ 各クラスとも順位により、優勝チームと最下位チームの入れ替えを行う。

但し、上のクラスで欠場チームが出た場合、その数と同じ順位までのチームの入れ替えを行い、出場チームで最下位となったチームの降格はない。

⑤ 男子E級及び女子C級については、欠場チームがなく、かつ男子F級、女子D級が3チーム以上出場した場合は、通常の6チームとして実施するとともに、男子F級及び女子D級も実施する。さらに、これらも6チーム以上出場した場合も、同様の取り扱いをする。

⑥ 男子E級及び女子C級に欠場が出た場合や、最下クラスが2チーム以下となった場合は、2つのクラスを合わせて調整し、申し込んだすべてのチームが出場できるようにする。

⑦ 各会員は、原則上位のクラスから優先してエントリーするものとする。

但し、前回大会で上位のクラスで出場した選手が一人もない場合は、この限りではない。

⑧ 男子の部への女子の参加を認めることとする。但し、男子の部に参加できる女子の人数は会員あたり5人以下とする。

(3) 各クラス4ドロウ未満の場合は、原則として未成立とする。

(4) 出場者数等によりこの実施要領に馴染まない場合、ドロウ委員会で決定し、それぞれの大会要項で明示する。

6 コーチングその他

(1) 試合中は、一切の指導助言を認めない。応援は拍手のみとする。違反した場合選手が失格となることがある。

(2) 団体戦においては、エンドチェンジの際、ベンチコーチ（1名に限る）からの指導助言を認める。

(3) ダブルスのパートナーを除き、何人も自然的体力消耗（けいれん等）に陥っている選手を助けてはならない。ただし、事故によるけがの場合には、選手に対し適切な助力をしてもよい。

(4) 45歳以上の選手については、一般の種目に出場しても長ズボンの着用を認める。

7 申し込みおよび参加料の納入

(1) 申し込みは、可能な限り会員毎に取りまとめて指定の様式で行うこと。

(2) 参加料は、同様に大会毎取りまとめて大会終了1週間後までに納入すること。

大会終了1週間後までに参加料の納入がない場合、次に開催される大会（個人戦、団体戦別）への参加を認めないことがある。

(3) 欠場の場合も参加料は支払うこと。

参加資格に関する具体的事例

(参加資格に関する具体的事例)

I 山口市民テニス大会に参加できるケース

- Aさん 山口市に居住、山口市に勤務しており、ByaccoTCに所属している。
- Bさん 山口市に居住、山口市に勤務しているが、防府市のいのうえTGに所属しており、いのうえTGで県登録、防府市民大会にも出場している。
- Cさん 山口市に居住、山口市に勤務しているが、テニス協会の会員には所属していない。
- Dさん 山口市に居住、防府市に通勤、いのうえTGに所属しており、いのうえTGで県登録、防府市民大会への参加はもとより、防府市代表で県体にも出場している。
- Eさん 防府市に居住、山口市に通学しているが、テニス協会の会員には所属していない。
- Fさん 防府市に居住、防府市に勤務しているが、主たる活動場所は、山口サングリーンTCであり、防府市民大会にも出場していない。

II 山口市民大会に出場できないケース（主たる活動場所条件適用選手）

- Gさん 防府市に居住、防府市に勤務しており、日頃の活動場所はフジイTAであるが、防府市民ということで誘われて防府市民大会にも時々出場している。
- Hさん 防府市に居住、防府市に勤務しており、防府グリーンTCと山口清交TCに所属している。日頃の活動場所は山口清交TCであるが防府オープンのダブルスに防府グリーンTCから出場した。
- Iさん 防府市に居住、防府市に勤務しており、日頃の活動場所は山口県庁庭球部であり、県登録は山口県庁庭球部でしているが、県体に防府市代表で出場した。
- Jさん 防府市に居住する主婦で、日頃の活動場所はレノファ山口であるが、女子連の会員大会に防府市で出場した。

根拠規定

山口市民テニス大会実施要領

4 参加資格

【共通事項】

- ① 山口市に居住、勤務または通学しているもの。
 - ② 山口市には居住、勤務または通学はしていないが、主たる活動場所が山口市テニス協会の会員であるもの。
 - ③ 山口市のテニス振興に功績のあったもので、会長が特に認めるもの。
- ※ i 居住、勤務とは主たる場所のことで、別荘あるいは出張先は該当しない。
ii 主たる活動場所とは、他地区での市民大会等に参加しない。あるいは県レベルの大会に他地区の代表としては当然のこと、他地区の団体等からも出場しないことを条件とする。

ジュニア（小学生・中学生）が市民大会（一般の部）に参加する場合の基準

ジュニアが市民大会に参加する場合、山口市民テニス大会実施要領5の(2)の基準によるほか、下記基準に基づくものとする。

記

シングルス （最新の山口県ジュニアランキングによる）

- 男子A級 : 制限なし
- 男子B級 : U15 (U16) - 7位以上ものを除く
- 男子C級 : U13 (U14) - 7位以上、U15 (U16) -15位以上ものを除く
- 男子D級 : U11 (U12) -10位以上、U13 (U14) -20位以上、U15 (U16) -30位以上ものを除く

- 女子A級 : 制限なし
- 女子B級 : U13 (U14) -7位以上、U15 (U16) -15位以上ものを除く
- 女子C級 : U11(U12) -10位以上、U13 (U14) -20位以上、U15 (U16) -30位以上ものを除く

ダブルス

基準なし

※留意事項

- ① 本基準は、あくまで下位クラスへの参加の制限を示したもので、上位クラスへの参加は制限しない。
- ② 上記基準は目安であり、最終的にはドロー会議で決定する。